

景観形成地区基準

(3) 長野東地区(1)

(工) 保育所施設地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考				
1.全体計画・配置等						
(1)公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。 (2)道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。						
2.形態意匠及び素材						
(1)壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮をする。						
(2)設備類は見えにくい位置に配置する。						
(3)外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。						
(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="293 778 913 868" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全色相</td> <td>6.0以上8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	全色相
色相	明度	彩度				
全色相	6.0以上8.5以下	3.0未満				
(5)質感、素材感のある素材とする。						
3.敷地						
(1)道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。						
(2)みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。						
(3)フェンスの色彩は黒又は茶系とする。						
4.駐車場・駐輪場						
(1)駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。						
5.ごみ置場						
(1)主の建物等とデザインを合わせるなどの配慮をする。						